

令和4年

大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和4年11月25日 開会

令和4年11月25日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和4年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和4年11月25日）（金）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3から日程第5 報告第2号から報告第4号上程	4
理事者説明	4
○日程第6 認定第1号上程	5
理事者説明	5
質疑	7
採決	14
○日程第7 議案第10号上程	15
理事者説明	15
採決	15
○閉会	16

令和4年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和4年11月25日（金）

○ 議 事 日 程

第1			会議録署名議員の指名について
第2			会期決定について
第3	報告	第2号	交通事故に係る専決処分の報告について
第4	報告	第3号	交通事故に係る専決処分の報告について
第5	報告	第4号	交通事故に係る専決処分の報告について
第6	認定	第1号	令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出 決算について
第7	議案	第10号	大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第7まで

○議員定数9名

出席議員9名

1番 児玉 亮	4番 小南 市雄	7番 森本 勉
2番 天野 一之	5番 水落 康一郎	8番 吉田 裕彦
3番 大東 真司	6番 渡辺 裕	9番 瓜生 照代

○説明者

管理者	東坂 浩一	次長兼予防課長	平田 繁樹
副管理者	東 修平	次長兼警防課長	河野 哲輝
会計管理者	田川 愛実	総務課長	堤 悟士
消防長	瀧田 昭彦	予防課参事	井藤 健
消防次長兼四條畷消防署長	西岡 栄治	警防課参事	北口 昌宏
大東消防署長	木村 真敏		

○職務のために出席した者

総務課長補佐 古川 智広	予防課長補佐 片山 和広	警防課長補佐 加藤 久夫
--------------	--------------	--------------

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹	総務課上席主査 藤川 俊輔	総務課主査 清親 勇亮
---------------	---------------	-------------

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 13時30分】

(瓜生議長) これより、令和4年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(瓜生議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和4年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告3件、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定、条例の一部改正1件の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(瓜生議長) 本日は、全員の出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(瓜生議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号3番 大東議員、6番 渡辺議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(瓜生議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3から日程第5 交通事故に係る専決処分の報告について】

(瓜生議長) 次に、日程第3 報告第2号、日程第4 報告第3号、日程第5 報告第4号 交通事故に係る専決処分の報告についての3件を一括議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(木村大東消防署長) 議長

(瓜生議長) 木村大東消防署長

(木村大東消防署長) 報告第2号から報告第4号の交通事故に係る専決処分の報告について、一括してご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

令和4年2月26日、大東市赤井三丁目のマンション駐車場内において、救急活動中の救急車が前進し左折する際に車両左側面をブロック塀に接触させ一部を損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年5月26日に専決し4万9千500円の損害賠償を支払ったものでございます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

令和4年7月25日、四條畷市雁屋南町地内の路上において、消火栓の点検を実施していた消防ポンプ自動車が、右折する際に車両後方部分を駐車中の乗用車の左後方バンパーに接触させ損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、同条第1項の規定により、令和4年9月5日に専決し16万1千810円の損害賠償を支払ったものでございます。

最後に、議案書の3ページをご覧ください。

令和4年8月17日、大東市御領三丁目の有料老人ホーム敷地内において、救急活動中の救急車が方向変換後、前進した際に車両左前バンパーをライト付きポールに接触させ一部を損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、同条第1項の規定により、令和4年10月13日に専決し16万5千110円の損害賠償を支払ったもので、それぞれ同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

事故発生直後の対応としまして、原因の究明と再発防止対策、全職員への注意喚起を行ってまいりました。このたびの3件の事故を発生させた事態を重く受け止め、深く反省するとともに、今後

は再びこのような事故のないよう、これまで以上に安全運転の励行と運転技術の向上を図り、再発防止の徹底に努めてまいります。以上でございます。

(瓜生議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終了いたします。

【日程第6 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(瓜生議長) 次に、日程第6 認定第1号 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 認定第1号 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まず、決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

1. の各年度決算額等の推移でございます。

一般会計の歳入総額は、20億7千766万5千円、歳出総額は、20億5千661万5千円となっており、歳入歳出差引、いわゆる形式収支は、2千105万円の黒字となっております。

また、令和3年度につきましては、翌年度に繰越すべき財源がありませんでしたので、実質収支は、形式収支と同額となりました。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、249万2千円の赤字となっております。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。

分担金は、18億8千857万2千円となっており、大東市12億2千511万7千円、四條畷市6億6千345万5千円でございます。

分担比率については、大東市が64.87%、四條畷市が35.13%となっております。

令和3年度につきましては、前年度と比較して、分担金の合計は、7千31万4千円、3.9%の増加となっております。

次に3ページ、3.の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

分担金及び負担金の構成比は、歳入全体の90.9%となっております。

組合債は、消防庁舎維持管理費及び消防力等整備事業に伴うものでございまして、1億430万円を借り入れたもので、構成比は5.0%となっております。

続いて、歳出における経費の性質別分析でございます。(3)の歳出(性質別)をご覧ください。

人件費が78%、物件費が5.9%、公債費が5.8%、普通建設事業費が8.1%といった構成比となっております。

次に、令和3年度における特徴についてご説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

令和3年度における歳出の特徴について、2点ご説明いたします。

1点目は、人件費及び公債費をはじめとした義務的経費の増加でございまして、対前年度比較で6千891万7千円増加し、増減率では4.1%の増加となっております。

人件費の主な増加要因は、自己都合退職等による退職手当の増加、複数の病気休暇者発生による時間外勤務手当の増加等によるものです。

なお、公債費は減少傾向でございまして、平成27年度に借り入れした起債が償還年限を迎えたことによるものでございます。

2点目は、投資的経費の増加でございまして、庁舎改修及び車両の更新等により、対前年度比較で8千4万5千円増加し、増減率では93.6%の増加となっております。

その他、臨時、經常・財源別の分析は、6ページ、7ページに記載しているとおりでございます。また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

別冊、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明させていただきます。

款2・使用料及び手数料のうち、項2・手数料、目1・手数料、節1・消防手数料96万5千250円は、危険物関係の手数料等でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防施設費国庫補助金、節1・消防施設費国庫補助金3千760万6千円は、救助工作車更新に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございまして。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金301万4千円は、消防用ヘリコプターの運営分担金に対する2分の1の府補助金でございまして。

次に諸収入についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、節1・雑入は、1千917万4千737円となっております。

その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市866万9千258円、四條畷市897万280円となっております。

次に、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債、節1・消防債1億430万円は、大東署自動車エレベーター及び大東署中央監視盤改修に係る消防庁舎維持管理費並びに救助工作車及び指揮車の更新等に係る消防力等整備事業の借り入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者・副管理者、産業医等に対する報酬が主なものでございます。

次に、12ページ下段以降の款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を掲載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

はじめに、備考欄の細目10消防庁舎維持管理費についてご説明いたします。

次のページに移っていただきまして、17ページ上段をご覧ください。

庁舎の適切な維持管理を目的として、大東署において、自動車エレベーター及び中央監視盤、四條畷署において、空調の改修を実施いたしました。これらの改修は、付帯設備を含めた施設の更新及び修繕の計画年度を定めた庁舎個別施設計画により実施した事業でございます。

次に、19ページをお開きください。

細目12消防設備等維持管理費の委託料でございますが、例規システム保守委託料をはじめとした事務業務委託料で、313万3千526円、高機能消防指令センター保守委託をはじめとした施設管理委託料で、2千484万9千円、合計2千798万2千526円を支出しております。

次に、使用料及び賃借料として、庁内ネットワークシステム、21ページへ続きまして財務会計システム、人事給与システム賃借料及び令和2年度から運用を開始しているNET119緊急通報システム利用料等により、計1千331万6千464円を支出しております。

事項別明細書による説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の11ページ以降に、細目単位で整理した主要な業務実績を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第1号 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、2名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしくお願いたします。

認定第1号の令和3年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算についての質問で、大きく分けて3つの観点から質問させていただきます。

まず1点目ですが、人件費増加の状況についてです。

昨年度比で8千万円増と決算審査意見書でも触れられております。要因について、各項説明ありましたが、その詳細についてお伺いします。

まず、早期自己都合による退職の状況。

2点目は新型コロナウイルス感染拡大の影響。また、前年の令和2年度との比較及び令和3年度の特徴をお伺いします。

3点目に休暇職員に係るゆえんの時間外手当の増加の状況です。

4点目に複数の病気休暇の状況がどうであったかを願います。

5点目は感染・病気休暇などに対する改善点と確実な予測が困難な点についても意見書で触れられておりますけれども、その人材と人件費の予備的な対応について、まず総括してお伺いします。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) まず私の方から、退職者数と時間外勤務手当増加の状況及び前年度との比較による新型コロナウイルス感染拡大と病気休暇の状況についてお答えいたします。

人件費増加の内訳としましては、退職手当で約4千100万円、時間外勤務手当で約1千600万円、一般職給で500万円、その他手当で約1千800万円となっております。

大きな増加要因の退職手当につきましては、令和3年度における退職者数が、定年退職で1名、勸奨による退職で1名、自己都合退職で2名、それぞれ前年度から増加しました。

次に、時間外勤務手当の増加要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響と複数の病気休暇者の発生が主なものでございます。

この詳細ですが、新型コロナウイルス感染に係る欠員者数が、前年度と比較して約5倍、また病気休暇により欠員が発生した期間が、約3倍とそれぞれ増加しており、これらの欠員補充に対する時間外勤務手当が必要となったものでございます。以上でございます。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) それでは私から、感染・病気休暇等に対する改善点と予測が困難な状況での対応等についてお答えいたします。

コロナ禍における拡大防止策としましては、組織全体として種々取り組んできたところですが、複数の感染者が発生した事実を受け止め、継続して感染防止対策の徹底を行ってまいります。

議員ご指摘のとおり、職員の新型コロナウイルス感染及び病気休暇の発生につきましては予測が困難な点を踏まえ、災害対応に当たる消防署の業務継続に支障をきたさないよう業務継続体制を整備しており、欠員者の人数に伴い毎日勤務者による補充体制を予め計画するなど、人的消防力が低

下しないよう、非常時の対応に備えております。

なお、これらの対応による人件費については、予算の範囲内で執行することを基本としておりますが、非常時の対応などで予算の不足が生じた際には予備費の充用なども視野に入れ、災害対応に必要な業務体制の維持に当たる所存でございます。以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

令和3年度も新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きく出たと認識しております。これまでできる限りの感染対策、病気休暇時における勤務体制変更などの対応にご苦労いただいているかと感じております。引き続き、職員の感染予防と健康維持管理に努めていただき、消防力の維持について取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

大きく2点目です。救急安心センターおおさかについてですが、決算参考資料の22ページより、令和3年度の利用件数増加と併せて、救急出場も増加しているというふうに取り扱います。ここに緊迫した状況が隠れているのではないのかということも推測するんですけども、病院案内が増加、救急出場も増加が目立つということで、感染拡大の状況下で医療機関の逼迫から病院案内の増加、問い合わせの方の症状も心配なものが増加し、救急出場増加に繋がっているのではないかと私の推測ですけども、気になります。

深刻な状況など無かったか、把握されている状況についてお伺いいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 救急安心センターおおさかの利用件数についてお答えいたします。

救急安心センターおおさかの利用件数は令和2年度で3千241件のところ、令和3年度は3千887件で約20%増加しております。

そのうち救急車を呼ぶ必要があるかなどの救急医療相談は1千891件ののぼり、救急出場に繋がった相談は、その約10%の187件となっております。

内訳としましては、約8割が軽症であり、内容は外傷やコロナを疑う呼吸器症状等が多くみられ、ご質問のような緊迫した状況が隠れているわけではなく、病院案内や救急医療相談など救急安心センターおおさか本来の目的をご理解いただき、活用いただいているものと考えております。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 緊迫した状況でなかったことが安心できる結果だったと思います。ただし、今後も第8波の感染拡大も懸念されておりますので、引き続いての円滑な対応をお願いしていきたいと申し上げておきます。

大きく3点目です。物価高騰、燃料費高騰ということが車両維持管理費のうち燃料費が決算書の17ページにあげられています。消防車両維持管理費燃料費882.6万円。ガソリン代などの燃料費や物価高騰における影響が令和3年度の後半から顕著になっているかと思えます。

今後の必要経費の支出においても影響が続くものと考えますが、歳出の増大や予備的な対応を要することも想定するんですけども、令和3年度の決算における燃料経費増減の状況及びしていただいた対策についてどのようにされたかお伺いいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 令和3年度における燃料費についてお答えいたします。

令和3年度の燃料費は約900万円であり、前年度比で約28%の増加となっております。

増加の要因としましては、燃料単価上昇の影響が大きく、加えてコロナ禍により救急車の病院選定に時間を要する事案が増え、現場滞在時間が延長したことも要因の一つと考えております。

対策等につきましては、火災や救急などの災害出場に加え、走行訓練や広報活動など、必要な業務において燃料を節約することが難しいため、平成27年から燃料の単価契約ではなく、給油カードによる店頭価格での給油に切り替え、燃料費の節約に努めております。以上です。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

燃料単価の上昇と感染拡大の状況はこれからも続くと考えていながら、救急活動に要する時間が長時間になる傾向もあるかと思えます。緊急を要する活動の視点からも今後、燃料・物価高騰の状況も踏まえて、必要かつ予備的な財源確保の考慮、活動の支障のない範囲での節約も講じられましよう、よろしく申し上げます。私からは以上です。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

次に、3番 大東議員どうぞ。

(大東議員) 3番 大東でございます。よろしく申し上げます。

決算ですので確認も含めまして2、3質問させていただきたいと思っております。

まずは、主要な施策の成果説明書25ページの火災発生状況資料編でございますけれども、令和3年度においては合計44件、その内訳は大東市38件、四條畷市6件となっております。多いなというふうに思っておりますが、この中で特に放火、放火の疑いが2件の合わせて5件が放火という形になっておりますが、放火による火災の抑制と予防はしっかりとやっていかないとならない。これは人為的なものであるので、どのように防いでいくのかというのはあると思います。この対策について消防はしっかりと真剣に考えていかなければならない事例と思いますが、その対策についてどのように行っているのか教えてください。

公務災害の発生状況について、15ページに公務災害の状況が書かれてございます。

令和3年度の4月からの分は6件公務災害が発生しております。尊い職務において、消防活動において公務災害となった職員の皆様に本当にお見舞い申し上げたいと思っておりますけれども、その事故の内容、内訳をお聞きしたいと思います。

この中で病気とか署内でのパワハラの事例などがあって、疾患として公務災害に認定されている方はいないのか、それを合わせてお答えいただきたいと思います。

あと、若年者の退職について懸念されることがございます。これは13ページになろうかと思えます。退職事由について6件の事例があるんですけども、その中で自己都合による退職が勤続25年未満の方が4名いらっしゃるということで、若い職員が4名も辞めていくことにおいてマイナスであると思っておりますので、在職年数の浅い職員が退職していく背景、これは何が原因であるのか、長く続けて市民に貢献していただきたいというのが私たちの想いでございます。もちろん様々な理由がありましようが教えていただければと思っております。

あと、消防車両の件でございます。これは事項別明細でございますけれども、32ページに車両の台数が書いてございます。

保有する37台の車両を更新していく計画、これ私は以前にも提案させていただいた件でございますけれども、補助金を活用していかに車両の大きな金額を抑制していくかということに繋がっていくと思えます。更新年度を前倒しにして、あるいは後ろ倒ししながら、更新をしていくということも提案をさせていただきましたけれども、その現在の状況を教えていただければと思えます。柔軟な運用ができていくのかどうかということでございます。よろしく願いいたします。

(平田次長兼予防課長) 議長

(瓜生議長) 平田次長兼予防課長

(平田次長兼予防課長) はじめに放火の抑制と予防対策についてお答えいたします。

放火は人の行為によるものであり、人気の少ない夜間に多く発生しています。したがって放火されない、させない環境作りのため、家の周りに燃えやすい物を置かない、夜間は門灯などを点灯し、なるべく周囲を明るくするなどの取り組みが重要であると考えております。

また、予防対策として、住宅防火訪問等での啓発チラシの配布や、各地域に赴いての出前講座での啓発活動、さらには地域の防犯委員や消防団、警察署と連携し、広報活動を実施しており、今後

ともあらゆる機会、チャンネルを活用して防火啓発に努めて参りたいと思います。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 続きまして公務災害の発生件数についてお答えいたします。

令和3年度における公務災害の内訳としましては、現場活動中の事案3件、訓練中の事案2件、毎日勤務者の業務中の事案1件でございます。なお、病気を理由とする退職事例はなく、また、パワハラに起因する疾患等についても確認した事例はございません。

職員のメンタルサポート体制としましては、職務上の希望や将来の目標など、意見を自由に述べる事ができる自己申告制度や、心と身体の健康保持を目的とした健康相談員制度を敷いております。職員が心理的な安全性を感じながら働ける職場環境を維持していきたいと考えています。

次に若年職員の退職についてお答えいたします。

職員から退職の申し出があった時には、まず面談をしてその事情等を幅広く聴き、職場として寄り添えることがないかなど、話し合うようにしております。

自己都合退職のうち3名は20代の職員で、共通して消防の仕事以外にやってみたいことがあるというようなことが理由でありました。

それぞれ、別の業種への転職や自分の趣味を追求してみたいという考えを強く持っていた印象を持っております。以上です。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 次に保有車両の更新計画についてお答えいたします。

消防組合では所有する消防ポンプ自動車や救急車などの更新時における該当する補助金の効率的な活用と、更新車両が1年度に重複することのないよう予算の平準化を目的とした車両更新整備計画を策定しております。

当該計画につきましては、10年先を見越して策定しているもので、議員ご質問のとおり、補助金を有利に活用できるよう更新の前倒しや延伸等、車両状況等に応じて柔軟に対応しており、令和3年度に更新させていただいた救助工作車がその実例となっております。以上です。

(大東議員) 議長

(瓜生議長) 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。

特に若手職員の退職について、もう一度お伺いしたいと思いますけども、もちろん様々な職業選択の自由があるわけで仕方がないことだと思いますし、若いからこそ様々なお話もあるでしょう。ですが、消防という特殊な職業を考えれば非常に尊い職業であり、また、やりがいのある職業だと思っております。それを若い方が辞めていくことは非常に残念であり、一人の消防士を生み出す時に様々な特殊な訓練を受け、学びがあり一人前になっていくわけです。そういった方々が長く続けられる体制、職場づくりについてしっかりと若い方の職員のお話を聞いたり、また、職場環境の改善をしたり、お願いしたいと思っておりますので、その点についてお聞きしたいと思っております。

また、消防組合の車両の更新についてお話をいただきました。

この車両更新できる補助金はどのような補助金があって、その車両の台数とどのような車両が対象になっているのか教えてください。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) はじめに職場づくりについてお答えいたします。

近年の若者の仕事観は、終身雇用の形態のみならず、年齢や生活環境の変化に応じて多様な働き方を選択する傾向にあると認識しております。そのような仕事観を頭に置きながらも、消防職員として働くことの意義を若い世代に感じさせ、これからの消防業務を担っていく職員を育成することが大切であります。

職場として、若い世代が主体的に働いていけるよう柔軟な思考を取り入れ、若手職員のモチベーションの向上に意識を向けていかなければならないと考えております。

したがって、日々の活発なコミュニケーションのほか、人事評価制度や自己申告制度による面談の機会等も活用し、若い世代のキャリアプランの形づくりを後押ししながら、明確な目標を持って仕事に取り組めるように働きかけていくことが必要だと考えております。以上でございます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 補助金についてお答えいたします。

車両更新に活用できる補助金は、現在、緊急消防援助隊設備整備費補助金となっております。

当該補助金は、緊急消防援助隊の登録が要件となっております。消防組合の車両としましては、ポンプ車2台、救急車2台、救助工作車1台となっております。以上です。

(大東議員) 議長

(瓜生議長) 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。

最後に消防車両の更新の件で質問させていただきますが、この更新計画につきまして、台数をおっしゃいましたポンプ車2台、救急車2台、救助工作車1台、いずれも台数は37台に総合して勘案すると少ないと思いますけども、1台1台が大変高額な車両でございます。

こういった点からも、それぞれ両市の分担金や負担金の抑制をどうしていくのかということについては、緊急消防援助隊設備整備費補助金が重要だと思っておりますので、この5台に対するローテーションをしっかりと活用していただける年度に当てはめて、活用していただきたいと思っておりますけども、有効に活用できているのかどうかお伺いして終わりたいと思います。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 補助金の有効活用についてお答えいたします。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は登録している車両とその台数に応じて5年ごとに活用できますので、更新する同型の車両を補助金が活用できる時期に併せて更新などの工夫を行っており、有効に補助金を活用できるよう長期的な計画を策定しております。以上です。

(瓜生議長) 以上で、大東議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論のある方はどうぞ。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより認定第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第7 議案第10号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第10号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。また議案説明資料1ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、大きく2点ございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業の取得要件について、子が1歳6か月に達する日までの任期としている要件を、子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合には、子の出生後、8週間と6か月を経過する日までに取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすいよう見直すものでございます。

2点目も同じく、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することにより、子が1歳以降の一定の場合に取得できる育児休業について、夫婦交替での取得等を可能とするものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用としております。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第10号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(瓜生議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和4年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意を賜りまして、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(瓜生議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和4年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。ありがとうございました。

どうもご苦勞様でございました。

【閉会 14時25分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 瓜生 照代

3 番議員 大東 真司

6 番議員 渡辺 裕